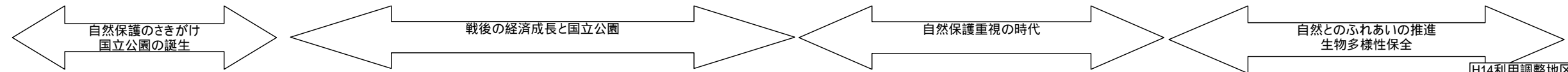


各国立公園の指定、主な区域拡張等の経緯



	~ S10 ~ 1935	~ S15 ~ 1940	~ S20 ~ 1945	~ S25 ~ 1950	~ S30 ~ 1955	~ S35 ~ 1960	~ S40 ~ 1965	~ S45 ~ 1970	~ S50 1975	~ S55 1980	~ S60 1985	~ H1 1989	~ H5 1993	~ H10 1998	~ H15 2003
瀬戸内海国立公園	S9.3指定			S25.5鳴門・宮島・淡路島等追加	S31.5六甲等追加	S38.3加太追加	S43.8五色台追加								
雲仙天草国立公園	S9.3雲仙指定				S31.7天草追加		S42.12天草五橋追加								
霧島屋久国立公園	S9.3霧島指定						S39.3屋久島錦江湾追加(名称変更)	S50.5屋久島地域一部削除(原生自然環境保全地域に指定)							
大雪山国立公園	S9.12指定							S52.12十勝川源流部削除(原生自然環境保全地域に指定)							
阿寒国立公園	S9.12指定														
日光国立公園	S9.12指定			S25.9那須塩原鬼怒川追加											
中部山岳国立公園	S9.12指定														
阿蘇(じゅう)国立公園	S9.12阿蘇指定				S28.9由布鶴見追加							S61.9名称変更			
十和田八幡平国立公園		S11.2十和田指定				S31.7八幡平追加(名称変更)									
富士箱根伊豆国立公園		S11.2富士箱根指定			S30.3伊豆半島追加(名称変更)	S39.7伊豆七島追加(国定公園編入)	S50.2北富士地域追加								
吉野熊野国立公園		S11.2吉野熊野指定			S29.2潮岬追加		S45.7鏡浦追加	S50.12鬼ヶ城以北追加							
大山隠岐国立公園		S11.2大山指定					S38.4隠岐島根半島三瓶蒜山追加(名称変更)								
伊勢志摩国立公園				S21.11伊勢志摩指定											
支笏洞爺国立公園				S24.5支笏洞爺指定											
上信越高原国立公園				S24.9上信越高原指定	S31.7妙高戸隠追加										
秩父多摩甲斐国立公園				S25.7秩父多摩指定											H12.7名称変更
磐梯朝日国立公園				S25.9磐梯朝日指定											
西海国立公園					S30.3西海指定										
陸中海岸国立公園					S30.5陸中海岸指定	S39.6釜石以南追加	S46.1久慈追加								
白山国立公園					S30.7国定公園指定	S37.11白山指定									
山陰海岸国立公園					S30.6国定公園指定	S38.7山陰海岸指定									
南アルプス国立公園						S39.6南アルプス指定	S51.3大井川源流部削除(原生自然環境保全地域に指定)								
知床国立公園						S39.6知床指定	S55.2遠音別区域削除(原生自然環境保全地域に指定)								
西表国立公園								S47.5西表指定							
小笠原国立公園								S47.10小笠原指定							
足摺宇和海国立公園					S30.4国定公園指定	S39.3宇和海追加	S47.11足摺宇和海指定								
利尻礼文サロベツ国立公園						S40.7国定公園指定	S49.9利尻礼文サロベツ指定(サロベツ原野追加)								
釧路湿原国立公園												S62.7釧路湿原指定			

(背景)
 ・外国観光客の誘致による外貨獲得
 ・春秋の行楽、社寺詣でなど従来の大衆旅行にも対応
 ・瀬戸内海や雲仙、日光東照宮などを含めた一帯など、大衆の観光地も包含

(S6国立公園/選定二関スル方針)
 ・我が国の代表的な自然の大風景地
 ・海外に対し誇示するに足り、世界の観光客を誘致する魅力をもつもの足ること。
 ・土地所有関係が公園設置に便宜なること
 ・各種産業との調整少なきこと
 ・社寺、史蹟、天然記念物等に豊富なこと
 ・保健的にして多数の利用に適すること。
 ・成る可く交通便利にして且つ全国的分布の当を得たる位置に存すること
 等上記は(S23国立公園選定標準)から削除

(S23リッチー報告)
 18~20程度の国立公園を目標

(S22国立公園施策確立に関する件の通達)
 ・国立公園を中心に、全国に都道府県立自然公園や休養地などを合理的に配置

(S27自然公園選定要領)
 ・国定公園、都道府県立自然公園を明記
 ・国立公園については、配置を考慮しない

(S36国立公園の体系整備について)
 ・国民の利用増大に対処
 ・国立公園の数に拘らず、残された風景地を再検討し全国的視野で体系化
 ・既存国立公園に遜色ない地域は、国定公園の昇格を検討
 ・利用上密接な関係にあるものは既存公園に編入

(S43自然公園制度の基本方針)
 ・自然公園体系の拡充(海中公園、都市近郊型公園)
 ・公園計画再検討
 ・自然保存地区の設置
 ・施設整備の促進
 ・自然保護憲章の制定

(H元自然公園の利用のあり方)
 ・持続的利用の原則
 ・適地的利用の実現
 ・自然体験型利用の推進
 ・国際水準の公園づくり

(H7自然とのふれあいの確保の方策)
 ・自然学習の推進
 ・風格ある国立公園の実現など自然公園の多様な活用
 ・自然とのふれあい拠点、歩道ネットワークの形成
 ・計画的整備の推進